

V. 農業改革①

担い手の自立化、新規参入を促進

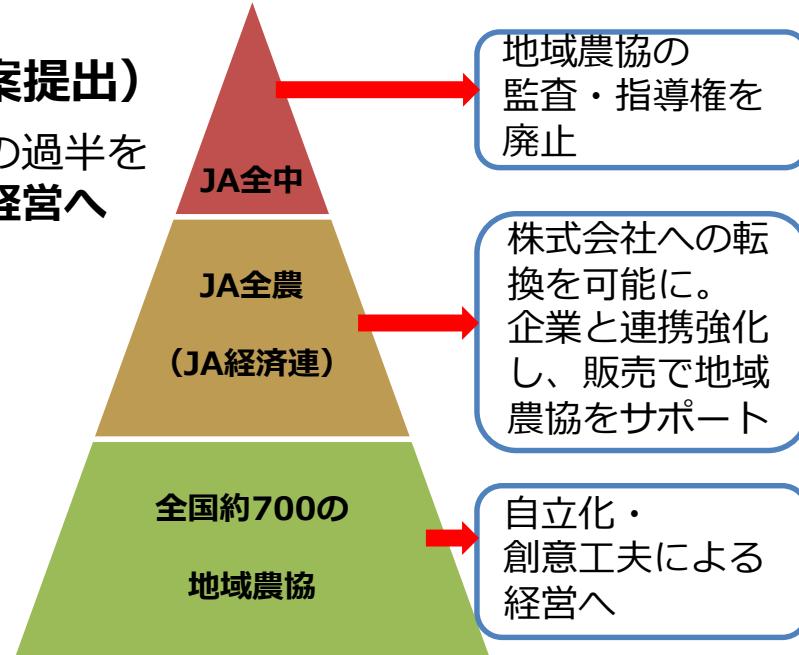
- **60年ぶりの農協改革（2015年通常国会に法案提出）**

JA全中の監査・指導権を廃止。地域農協は、理事の過半を担い手や販売のプロに。**自立化、創意工夫による経営へ**

- **農地を所有できる法人（農業生産法人）の要件を緩和（2015年通常国会に法案提出）**

企業と農業者の連携を促進し、**事業規模拡大、経営・技術の革新、付加価値拡大へ**

- 農業関係者以外の議決権を25%以下から50%未満に
- 農作業に従事する役員数は少なくとも1名いれば可



国家戦略特区における規制緩和

- 兵庫県養父市、新潟県新潟市で、上記改正に先立ち、農作物の生産・加工を行う農業生産法人の設立を許可
- 農地内でレストランを営む農家レストランの設置も許可

- **40年以上続いた米の生産調整の見直し**

2018年産米からを目途に農業者がマーケットを見ながら自らの経営判断で作物を作れるように

V. 農業改革②

農地を集積・集約化、農地利用の最適化

- 農地中間管理機構を全都道府県で整備済み

- 毎年14～15万haの農地の移動・集約化を目標
- 各県で農地の借受希望者公募を実施

- 60年ぶりの農業委員会の改革（2015年通常国会に法案提出）

委員も市町村長による選任制にすることなどにより、地域内の農地利用を促進

国家戦略特区における規制緩和

兵庫県養父市、新潟県新潟市で、上記改革とは別に、これまで農業委員会が行っていた農地の権利設定・移転の事務の全部または一部を**市長が実施**できるよう規制緩和

市場の拡大・農業の国際展開

今後、健康ブーム等を背景に和食への需要が世界的に増加する見込みであり、日本食のブランド化、国際展開は好機

- 農林水産物・食品の輸出を促進する、
品目別輸出団体を整備（コメ・コメ加工品、牛肉、日本茶、林産物（木材）、花き、水産物については整備済み）

2014年の農林水産物・食品の**輸出額は過去最高の6,117億円（前年比11.1%増）**に

